

## 桂川町木造戸建住宅耐震改修工事費等補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、住宅の耐震改修を実施するにあたり、これに要する費用の一部を補助することにより、その実施の促進をもって震災に強いまちづくりに寄与することを目的として交付する桂川町木造戸建住宅耐震改修工事費等補助金（以下「補助金」という。）について、桂川町補助金等の交付に関する規則（昭和63年規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法の基準に基づき、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士が、住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (2) 耐震改修工事 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満の木造戸建住宅について、建物全体又は1階部分を1.0以上になるよう補強する工事をいう。
- (3) 木造戸建住宅 在来軸組構法、伝統的構法及び枠組み壁工法（ツーバイフォー工法をいう。）で建築された木造一戸建て住宅をいい、かつ、店舗等の用途を兼ねるものは、店舗等の用途に供する部分の床面積が、建物全体の床面積の2分の1未満のものをいう。
- (4) 建替え等 地震に対する安全性が確保された居住するための住宅を建築や賃借等して確保することをいう。
- (5) 施行者 木造戸建住宅の所有者又はその他町長が住宅の耐震改修が必要と認める者で、耐震改修工事又は建替え等に伴う除去工事を行うものをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助対象者は、前条第4号に規定する施行者であって、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 本要綱に基づく補助金の交付を過去に受けたことがないこと。
- (2) 本町の町税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(補助金の交付)

第4条 町長は、施行者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することができる。

(補助対象住宅)

第5条 補助金の交付対象となる木造戸建住宅は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 町内に存在するもの
- (2) 昭和56年5月31日以前に建築確認を得て建築又は工事を着手したもの(昭和56年6月1日以降に増築等を行ったものを含む。)
- (3) 地階を除く階数が2以下のもの
- (4) 建築基準法(昭和25年法律第201号)及び関係法令の規定に違反していないもの

(交付の対象とする費用)

第6条 補助金の交付の対象となる費用は、補助対象住宅における住宅の用に供する部分の次のいずれかの工事に要する費用とする。

- (1) 耐震改修工事
- (2) 建替え等に伴う除却工事

(補助金の交付額)

第7条 補助金の交付額は、1戸につき30万円を上限とし、耐震改修工事又は建替え等に伴う除却工事(以下「補助事業」という。)に要する費用の25パーセントに相当する額で1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。

(補助事業の事前協議)

第8条 補助金の交付を受けようとする施行者(以下「申請者」という。)は、補助事業の実施に関する契約を締結する前に、当該工事について町長と必要な協議を行い、その内容について助言を受けなければならない。

(補助金の交付の申請)

第9条 申請者は、桂川町木造戸建住宅耐震改修工事費等補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付又は不交付の決定)

第10条 町長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定しなければならない。

2 町長は、前項の規定により交付を決定したときは桂川町木造戸建住宅耐震改修工事費等補助金交付決定通知書(様式第2号)により、不交付を決定したときは桂川町木造戸建住宅耐震改修工事費等補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知しなければならない。

3 町長は、第1項の規定により交付決定する場合において必要があるときは、

補助金の交付について条件を付することができる。

(補助金交付申請の取下げ)

第 11 条 前条第 1 項の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、事情により補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、速やかに桂川町木造戸建住宅耐震改修工事費等補助金交付申請取下届（様式第 4 号）により町長に届け出なければならない。

2 前項の規定による取下げの届出があったときは、町長は、当該補助金の交付の決定を取り消すものとする。

(補助事業の内容の変更)

第 12 条 交付決定者は、第 10 条の規定による補助金交付決定の通知を受けたのち、事情により補助事業の内容を変更するときは、速やかに桂川町木造戸建住宅耐震改修工事費等補助金交付変更申請書（様式第 5 号）により町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定により補助事業の内容の変更を決定したときは、桂川町木造戸建住宅耐震改修工事費等補助金交付変更通知書（様式第 6 号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助事業の遂行)

第 13 条 交付決定者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、適切に補助事業を行わなければならない。

(検査)

第 14 条 町長は、必要と認める場合においては、補助事業の工程を指定し、検査を実施することができる。

2 町長は、当該補助事業が適切に行われていないと認める場合には、当該補助事業が適切に行われるよう交付決定者に指導するものとする。この場合において、交付決定者が指導に従わない場合は、補助金交付決定を取り消すことができる。

(実績報告)

第 15 条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、速やかに桂川町木造戸建住宅耐震改修工事費等補助金事業完了実績報告書（様式第 7 号）に関係書類を添えて町長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 16 条 町長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査確認し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、桂川町木造戸建住宅耐震改修工事費等補助金額確定通知書（様式第 8 号）により当該交付決定者に通知しなければならない。

(補助金の請求)

第 17 条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた交付決定者は、桂川町木造戸建住宅耐震改修工事費等補助金交付請求書（様式第 9 号）に関係書類を添えて町長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第 18 条 町長は、前条の規定に基づく補助金交付請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第 19 条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 前項の規定は、第 16 条に定める補助金の額の確定を行った後においても適用する。

3 町長は、前 2 項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、桂川町木造戸建住宅耐震改修工事費等補助金交付決定取消通知書（様式第 10 号）により当該交付決定者に対し通知しなければならない。

(補助金の返還)

第 20 条 町長は、前条第 1 項及び第 2 項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、桂川町木造戸建住宅耐震改修工事費等補助金返還命令書（様式第 11 号）により期限を定めてその返還を命じることができる。

(書類の整備及び保存)

第 21 条 施行者は、補助金の使途に関する領収書その他の関係書類を整理し、補助金の交付決定を受けた年度終了後 5 年間保存しなければならない。

(委任)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年要綱第 5 号）

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度から令和 5 年度の補助金について適用する。